

平成 30 年 6 月 11 日現在

機関番号：10102

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15H03467

研究課題名(和文) 入校児童の変化からみた児童自立支援施設の歴史像 北海道家庭学校を中心に

研究課題名(英文) The history of the institutions of the education and protection for the juvenile delinquents or dependent children in Japan; the change of the students of Hokkaido Katei Gakko

研究代表者

二井 仁美(NII, HITOMI)

北海道教育大学・教育学部・教授

研究者番号：50221974

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 14,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、児童自立支援施設の歴史研究の一環である。1914年に家庭学校社名淵分校兼北海道農場として開設れた北海道家庭学校における生徒の変化を9の時期に区分して検討した。すなわち、家庭学校社名淵分校が道庁代用感化院に指定されていなかった時期(1914-1922)、道庁代用感化院に指定を受けた時期(1923-1933)、戦時下の少年教護法施行期(1934-1945)、終戦直後の少年教護法施行期(1945-1947)、児童福祉法施行第一期(1948-54)、同第二期(1955-68)、同第三期(1969-77) 同第四期(1978-88)、同第五期(1988-97)である。

研究成果の概要(英文)： This study is a part of the history of institutions for the education and protection of the juvenile delinquents or dependent children in Japan. Especially, we focused on the change of the students during 100 years of Hokkaido Katei Gakko, which was established in 1914 as Hokkaido Farm and Branch School of Katei Gakko established by Rev. TOMEOKA Kosuke (1864-1934) in Sugamo, Tokyo in 1899.

We examined the records and documents of the school, and through this research, the following information was clarified. (1) The history of Hokkaido Katei Gakko is categorized in nine periods; (1) the private reform school (1914-1922), (2) the alternative reform school of Hokkaido Government (1923-1933), (3) the act of the education and protection for the juvenile delinquents (1934-1947), (4) the end of the war (1945-1947), (5) the Child Welfare Act, 1948-1954, (6) 1955-1968, (7) 1969-1977, (8) 1978-1988, (9) 1988-1997.

研究分野：教育史

キーワード：児童自立支援施設 教護院 少年教護院 感化院 北海道家庭学校 留岡清男 留岡幸助 奥田三郎

1. 研究開始当初の背景

児童自立支援施設に関する通史的叙述は、理念や法制度の変遷を概観するに留まる。このような研究状況を克服するには、百余年に及ぶ当該施設の歴史を通観する研究が必要である。

加えて、1908年の感化法改正から今日の児童福祉法における施設の対象者規定にも記される「不良行為」という語の内実は時代により変化しており、「不良行為のある者」という捉え方では当該施設の在籍者の特質を把握することはできない。感化院から児童自立支援施設に至る歴史を把握するには、「どのような子どもが入校し、どのような教育を経て卒業したか」を一次史料に基づいて具体的に明らかにし、生徒の様態や教育の実態を歴史的に通観する研究が必要である。

すでに申請者は、『留岡幸助と家庭学校』(2010)において、感化法制期の家庭学校における生徒とそこでの教育の様相を検討し、入校経路に保護者からの直接依頼と感化法の命令、少年法施行以降は少年審判所からの入校があったことや、教育困難な生徒を小笠原へ委託した事例があったこと等を明らかにした。

しかし、同書は少年教護法以降を扱っておらず、少年教護院、教護院を経て、児童自立支援施設にいたる当該施設100年の歴史像を把握するため、基礎資料の調査とその実証的検討が課題と残されている。

2. 研究の目的

本研究は、感化院・少年教護院・教護院を前身とする児童自立支援施設の通史的把握をめざす基礎研究として、教護院関係者に「精神的支柱」と目されてきた北海道家庭学校を事例として、児童自立支援施設百年の歴史における生徒の様態の推移と、それに対する教育の変化の様相を検討し、児童自立支援施設の歴史像描出の一助とすることを目的とする。

3. 研究の方法

第一に、家庭学校を取り囲む状況と法制度の変遷をメルクマールとして、北海道家庭学校百年を通史的分析に必要な時期区分を設定する。

第二に、北海道家庭学校をはじめとする全国の児童自立支援施設が所蔵する教務関係資料、庶務関係資料、書簡類、同校出版物等の所在調査を実施し、当該所蔵資料の検討を通して、児童自立支援施設と北海道家庭学校百年の歴史を通観するために必要な基幹資料を抽出し、影印本資料集を作成する。

第三に、各時期の入校生徒の様態とそこにおける教育の状況について、収集した基幹資料の検討を通して明らかにする。

4. 研究成果

第一に、家庭学校を取り囲む状況と法制度

の変遷をメルクマールとして、北海道家庭学校の歴史を分析するための時期区分を設定した。

すなわち、家庭学校社名淵分校が道庁代用感化院に指定されていなかった第二次感化法施行期(1914-1922)、社名淵分校が道庁代用感化院に指定を受けると共に、少年法が成立し東京少年審判所が設置された第三次感化法施行期(1923-1933)、留岡清男教頭が社名淵分校を去り、留岡幸助没後で15年戦争下にあたる少年教護法施行期(1934-1945)、終戦直後の時期(1945-1947)、

「少年非行第二の波」が押し寄せ「教育は胃袋から」というスローガンの下、留岡清男の下で戦後改革に取り組んだ児童福祉法施行第一期(1948-54年)留岡清男校長の下で創立50周年を記念し『教育農場50年』が出版され労働による教育が注目され評価された時期(1955-68)分校が東京の本校から独立し社会福祉法人北海道家庭学校が創設され留岡清男が理事長、谷昌恒が校長に就任した時期(1969-77)留岡清男が死去し谷校長の下で北海道家庭学校の教育が推進された時期、暫定定員81名と生徒数の多い時期(1978-88)入所児童が減少すると共に北海道家庭学校を支えた担い手が世代交代を迎えた時期(1988-97)である。

第二に、家庭学校社名淵分校の生徒会一群の関係資料と同会が編纂した雑誌『一群』家庭学校社名淵分校職員による1937年～1941年にかけての日記、戦後の北海道家庭学校事業計画及び事業報告書をデジタルカメラにより撮影し影印本資料集を作成した。

第三に、各時期の家庭学校社名淵分校および北海道家庭学校の状態について、以下のことが明らかになった。

(1)戦前および戦時期の入校生徒は、の時期は、私的契約に基づき東京から入校した者が多かったが、の時期には北海道庁代用感化院生としての入校が約4割となり、の時期に道庁代用感化院と少年審判所による入校が半数近くに増えた。

(2)退校後の小笠原諸島への送致は、太平洋戦争下において渡島には小笠原在住者が、軍属の者でなければ行かれなくなった時期にもなされたことがわかった。またこれまでの調査では、1944年1月が家庭学校からの渡島にかかる記録の最後である。

(3)初発非行が9歳以下の者は約14%、約20%、約28%と増えたことがわかった。戦後の児童福祉法施行期には、初発非行9歳以下の占める割合は約20%、約30%、約38%、約37%であった。

(4)社名淵分校には、直接あるいは少年寮を介して家庭から委託され入校した者の他に、認可少年教護院の生徒として道庁の委託により入校した者がいた。1935年時点で社名淵分校在籍者の年齢は、12歳未満が5名、12～14歳未満8名、14歳～18歳未満19名と幅広く、8名の19歳以上の者は年齢の高い者を

対象とする白滝農場で生活した。

(5)道庁学務課に提出された、1935年11月19日段階の在籍者44名の入校経路別の統計によると、道庁委託者は23名、家庭委託者は21名である。家庭委託者23名の内、19名は道外出身者であり、その多くが東京本校から入校した。両者は入校経路だけではなく様々な違いがあった。

学力は、道庁委託生は最も高い者で高等小学校1年程度であり半数以上が尋常小学校4年程度に留まり、尋小1年程度の者も4名いた。これに対して、家庭委託生は尋小2年程度の者が2名、尋小6年程度の者が2名いる以外は、高等小学校あるいは中学校以上の学力段階にあった。

知能指数に関しても、道庁委託生は全国の少年教護院在籍児童と同様に低く、IQ91以上の生徒は23名中5名に過ぎず、60未満が4名、60～80未満が11名と特別な支援の必要な者が多い。これに対して、家庭委託生はIQ60未満の1名以外はIQ91以上が13名と高いことがわかった。

(6)社名淵分校と家庭学校の本校との関係を考えるうえで、本校岡崎喜一郎「社名淵分校出張復命書」と分校職員による「社名淵分校出張岡崎喜一郎氏復命書に対する批評要求の御返事」は興味深い。

岡崎は、1935年6月、社名淵分校に入校する17歳の少年二人と、14歳の少年とそれに付添う母、白滝農場に入る20歳と21歳の青年を引率して社名淵分校を訪れた。「復命書」の冒頭で岡崎は社名淵分校の佇まいを叙情的に描いた後、分校内の宿舎樹下庵に到着するや母子が帰ったこと、分校に対する印象やそこでの見聞にもとづく批判を展開した。本報告書とそれに対する反論は、当時の社名淵分校と本校の関係を伝えている。

(7)少年教護法施行期は家庭学校の転換期であった。社名淵分校のみが認可少年教護院となり、本校に開設された少年寮には、留岡清男が構想したような社会学教育学の専門家はおらず研究機能はなかったが、相談や鑑別、一時保護を通し、社名淵分校入校生の受け入れ窓口として機能した。社名淵分校には少年教護法に基づく命令として入校する道庁委託生と、少年寮を中心として家庭から委託された生徒がいた。少年教護法施行期においても、家庭学校の教育は、小笠原への委託がなされていた

少年寮は当初、長期生活指導の場ではなく、相談業務と一時保護のための施設であり、社名淵分校へ生徒を送るための入校窓口であったが、本校の高井戸移転後の1938年10月、「家庭と少年教護院の中間施設」として入舎生を募集するにいたる。しかし、1939年、今井新太郎が第三代校長に就任し本校が司法省保護団体となった後は少年寮という名称は用いられなくなる。

司法省保護団体の認定を受けた本校では上級学校進学を本校への入校基準とし、そう

ではない者が社名淵分校へ送致されることとなり、社名淵分校への入校者数は減少する。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 14 件)

家村昭矩「知る権利“出自と育ちの記録”」『北海道における子どもの社会的養護を考える会会報』27号、2018、2-5頁、査読無

二井仁美「家庭学校の歴史と理念 能く働き、能く食べ、能く眠る」『旭川少年友の会機関誌』20号、2017、13-15頁、査読無

家村昭矩「家庭学校の慰霊祭」『ひとむれ』942号、2017、4-7頁、査読無

家村昭矩「平和山登山」『ひとむれ』939号、2017、pp.4-7、査読無

家村昭矩「創設百年を経て」『北海道家庭学校後援会かいほう』14号、2017、1-2頁、査読無

YAMAZAKI Yukari,
'Educational Issues of Children with Disabilities in Reformatory Education: Around Reformation Act (1923-1933)'
"Journal of Education Science-Ministry of Education and Training" Vol.6-No.2, 2016, pp.149-152、査読有

石原剛志「2016年改正児童福祉法と『児童の権利』(その1)」『季刊保育問題研究』282号、2016、202-206頁、査読無

〔学会発表〕(計 20 件)

二井仁美「家庭学校の歴史と理念 能く働き、能く食べ、能く眠る」旭川少年友の会創立20周年記念講演会、2018

家村昭矩「互いの役割を理解し合うための一歩～児童支援における福祉と教育の連携～」平成29年度北海道地域児童相談研究会、2018

家村昭矩「対人援助の価値と倫理」平成29年度北海道子育て支援員研修会、2017

家村昭矩「児童虐待と社会的養護」平成29年度北海道子育て支援員研修会、2017

大泉溥「北海道家庭学校における中規模寮舎への挑戦 戦後復興の「放胆な教育実験」についての検討」日本福祉大学社会福祉学会第49回大会、2017

石原剛志「子どもの権利思想の源流

児童自立支援施設の歴史に注目して」児童自立支援施設関係職員研修会、2016

二井仁美「児童自立支援施設の源流 感化院の歴史」児童自立支援施設関係職員研修会、2016

山崎由可里「児童の変化からみた児童自立支援施設の歴史像」児童自立支援施設関係職員研修会、2016

二井仁美「『家庭』という理想と児童自立支援施設の歴史」平成 28 年度全国児童自立支援施設職員研修会、2016

山崎由可里 “Educational Issues of Children with Disabilities in Reformatory Education” Scientific Conference, Human Resource Development for Inclusive Education of Children with Disabilities in Vietnam. UNICEF, Vietnam Ministry of Education and Training, and Hanoi National University of Education、2016.

二井仁美「総力戦体制期における家庭学校の生徒の動態 小笠原への『島行処分』に注目して」社会事業史学会第 44 回大会、2016

山崎由可里「感化法・少年教護法の対象規定と入所児童の実態に関する研究」社会事業史学会第 44 回大会、2016

家村昭矩「社会的養護施設における子どもの人権擁護」北海道立大沼学園職員研修会、2016

二井仁美「歴史にみる児童自立支援施設の理念と現実」平成 27 年度全国児童自立支援施設 職員研修会、2015

石原剛志「菊池俊諦少年教護論の検討」日本社会教育学会、2015

家村昭矩「児童自立支援施設における連携・協働への課題」平成 27 年度全国児童自立支援施設職員研修会、2015

二井仁美「少年教護法施行期における家庭学校の教育」教育史学会、2015

〔図書〕(計 9 件)

二井仁美編『北海道家庭学校所蔵日記 1』380 頁、2018、北海道教育大学旭川校教育史研究室

二井仁美編『北海道家庭学校所蔵日記 2』386 頁、2018、北海道教育大学旭川校教育史研究室

二井仁美編『北海道家庭学校所蔵日記 3』386 頁、2018、北海道教育大学旭川校教育史研究室

二井仁美編『北海道家庭学校所蔵日記 4』191 頁、2018、北海道教育大学旭川校教育史研究室

二井仁美編『北海道家庭学校所蔵家庭学校社名淵分校一群会関係資料』628 頁、2017、北海道教育大学旭川校教育史研究室

二井仁美編『北海道家庭学校所蔵「一群」1930～1934 年』391 頁、2017、北海道教育大学旭川校教育史研究室

二井仁美編『北海道家庭学校所蔵「一群」1935～1940 年』380 頁、2017、北海道教育大学旭川校教育史研究室

石原剛志「2016 年改正児童福祉法と子どもの権利条約」『子ども白書 2017』2017、49-53 頁、『子ども白書』編纂委員会

6. 研究組織

(1) 研究代表者

二井 仁美 (NII Hitomi)
北海道教育大学・教育学部・教授
研究者番号：50221974

(2) 研究分担者

石原 剛志 (ISHIHARA Tsuyoshi)
静岡大学・教育学部・教授
研究者番号：10340043

家村 昭矩 (IEMUR Akinori)
名寄市立大学短期大学部・その他の部局等・特任教授
研究者番号：10412876

山崎 由可里 (YAMAZAKI Yukari)
和歌山大学・教育学部・教授
研究者番号：60322210

(3) 研究協力者

大泉 溥 (OHIZUMI Hiroshi)
日本福祉大学名誉教授

富田 拓 (TOMITA Hiroshi)
国立きぬ川学院医務課長

仁原 正幹 (NIHARA Masaki)
北海道家庭学校長

軽部 晴文 (KARUBE Harufumi)
北海道家庭学校副校長